

平成28年度 第2回 芦屋市権利擁護支援システム推進委員会 会議録

日 時	平成29年3月2日(木) 13:30~15:30
会 場	消防庁舎3階 多目的ホール
出席者	<p>委員長 神部 智司</p> <p>委員 森川 太一郎, 宮崎 睦雄, 萩原 殉子, 佐野 武, 福田 晶子, 上田 晴男, 三谷 百香, 浦野 京子, 大島 眞由美, 植田 英三郎, 西村 京, 寺本 慎児</p> <p>委員以外 芦屋市社会福祉協議会 園田 伊都子 芦屋市権利擁護支援センター 脇 朋美, 朽久保 秀紀</p> <p>事務局 芦屋市地域福祉課 細井 洋海, 吉川 里香, 浅野 理恵子, 知北 早希 芦屋市障害福祉課 本間 慶一 芦屋市高齢介護課 宮本 雅代</p>
会議の公表	<p><input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 部分公開</p> <p>&lt;非公開・部分公開とした場合の理由&gt;</p>
傍聴者数	0人

1 開会

【委員会の成立について】

- ・開始時点で13人中13人の委員の出席について成立

2 議事

- (1) 養護者による虐待対応マニュアルの改訂について(高齢者・障がい者)
- (2) 平成28年度第2回芦屋市権利擁護支援センター運営委員会の報告
- (3) 障がい当事者向け成年後見制度啓発パンフレットの作成について
- (4) その他

3 資料

事前配布資料

- 資料1 現芦屋市虐待対応マニュアル活用に関する意見
- 資料2 芦屋市「養護者による高齢者への虐待」～対応フローの概要～(案)
- 資料3 芦屋市「養護者による障がい者への虐待」～対応フローの概要～(案)
- 資料4 芦屋市「養護者による高齢者への虐待」対応フロー(案)
- 資料5 芦屋市「養護者による障がい者への虐待」対応フロー(案)

- 資料6-1 高齢者虐待通報 受理案件 (案)
- 資料6-2 Maybe-Sheet (高齢者虐待 (疑い) 相談シート) (案)
- 資料6-3 情報共有ミーティング記録 (案)
- 資料6-4 事実確認分担票 (案)
- 資料6-5 事実確認票 (まとめ) (案)
- 資料6-6 コアメンバー会議記録 (案)
- 資料6-7 虐待対応支援計画書 (案)
- 資料6-8 虐待対応ケース会議 (案)
- 資料6-9 虐待対応支援評価票 (案)
- 資料6-10 虐待対応終結・終了シート (案)
- 資料6-11 高齢者虐待対応マニュアル 事実確認記録票(裏面 事実確認項目)(案)
- 資料7 芦屋市養護者による高齢者虐待対応マニュアル (目次案)
- 資料8 芦屋市養護者による障がい者虐待対応マニュアル (目次案)
- 資料9 平成28年度芦屋市権利擁護支援センター 活動状況報告 (上半期)
- 資料10 芦屋市権利擁護支援センター運営委員会設置要領
- 資料11 芦屋市権利擁護支援者人材バンク運営要領
- 資料12 芦屋市市民後見人候補者登録等取扱基準
- 資料13 市民後見人が受任する事案の目安
- 資料14 市民後見人受任までのフロー図
- 資料15 「いつまでも自分らしく 後見人って必要ですか？」(案)

当日配布資料

- 当日資料1 芦屋市権利擁護支援システム推進委員会委員名簿 (H28)
- 当日資料2 芦屋市社会福祉協議会 法人後見候補案件について
- 当日資料3 第8次芦屋すこやか長寿プラン2.1策定に向けたアンケート調査  
【介護予防・日常生活圏域ニーズ調査】
- 当日資料4 第8次芦屋すこやか長寿プラン2.1策定に向けたアンケート調査  
【在宅介護実態調査】
- 当日資料5 障がい福祉に関するアンケート調査へのご協力をお願い

#### 4 審議経過

- (1) 養護者による虐待対応マニュアルの改訂について (高齢者・障がい者)

(地域福祉課 知北 権利擁護支援センター 朽久保)

- 資料1 現芦屋市虐待対応マニュアル活用に関する意見
- 資料2 芦屋市「養護者による高齢者への虐待」～対応フローの概要～ (案)
- 資料3 芦屋市「養護者による障がい者への虐待」～対応フローの概要～ (案)
- 資料4 芦屋市「養護者による高齢者への虐待」対応フロー (案)

- 資料5 芦屋市「養護者による障がい者への虐待」対応フロー（案）
- 資料6-1 高齢者虐待通報 受理案件（案）
- 資料6-2 Maybe-Sheet（高齢者虐待（疑い）相談シート）（案）
- 資料6-3 情報共有ミーティング記録（案）
- 資料6-4 事実確認分担票（案）
- 資料6-5 事実確認票（まとめ）（案）
- 資料6-6 コアメンバー会議記録（案）
- 資料6-7 虐待対応支援計画書（案）
- 資料6-8 虐待対応ケース会議（案）
- 資料6-9 虐待対応支援評価票（案）
- 資料6-10 虐待対応終結・終了シート（案）
- 資料6-11 高齢者虐待対応マニュアル 事実確認記録票（裏面 事実確認項目）（案）
- 資料7 芦屋市養護者による高齢者虐待対応マニュアル（目次案）
- 資料8 芦屋市養護者による障がい者虐待対応マニュアル（目次案）

（神部委員長）

ただいまのご説明と配付資料を拝見されて、委員の皆様からご意見、ご質問はいかがでしょうか。

（荻原委員）

健康福祉事務所でも認知症の方や、精神の障がいのある方へ保健師が関わる中で、高齢者虐待や、障がい者虐待のケースに出会うことがあります。対応フローの出席者に健康福祉事務所は記載されていません。場合によっては健康福祉事務所に限らずその他関係機関の出席が望ましいこともあるかと思いますが、どのようにお考えでしょうか。

（地域福祉課 知北）

その他関係機関に関しては、必要に応じて出席を依頼するよう設定しています。

（三谷委員）

障がいのある人への虐待対応フローにおいてコアメンバー会議までの時間を「48時間以内」としていた表記がなくなり、本文にてその旨を補うということでしたが、対応段階のどこまでを48時間と想定していますか。

（地域福祉課 吉川）

現在の障がいのある人への虐待対応マニュアルでは、コアメンバー会議までの時間を48時間以内としています。コアメンバー会議までの時間ではなく、安否確認等の事実確認を行う時間が重要であることから、プロジェクトチームでは、事実確認の着手までを48時間以内としてはどうかと助言をいただいております。

（寺本委員）

帳票について、E票とH票の中で虐待レベルが1～3までありますが、導入の理由等少

し詳しく教えて下さい。

(権利擁護支援センター 朽久保)

虐待の状態に応じてレベルを設定し、虐待対応における各会議の開催時点等で、どの程度のレベルにあるかを確認することで、対応による変化を評価するものです。

(寺本委員)

レベル1から3の判断の根拠は何ですか。

(地域福祉課 吉川)

昨年度、虐待モニタリング会議の開催を検討した際に、参考にした「市町村高齢者虐待対応評価ガイドブック 高齢者虐待防止における評価体制の構築を目指して」中に、示されている虐待レベルの考え方を取り入れており、虐待の程度を状態に応じ、軽度、中等度～重度、最重度と評価しているものを根拠としています。

(西村委員)

私のご近所でおかしいなと思うことがあって相談に行ったことがあります。その時に、話を聞いてくださった方はきちんと聞いてくれているとは思いましたが、その後、大きな様子の変化がなく、どのような支援が行われたのか分からなかったことがありました。

しかし、今回の資料を見て、きちんとつながって対応されていることが分かり、安心しました。

また、資料1では本文に通報者へのフィードバック方法や情報提供について記載する予定とあるので、安心していますが、相談者も、支援されていることが分かれば安心できますので、よろしく願いいたします。

(地域福祉課 吉川)

フィードバックに関しては、必要に応じて個人情報や守秘義務の許される範囲で報告し、見守り等の協力をお願いすることもあるかと思っておりますので、よろしく願いします。

(神部委員長)

どのタイミングで相談者に報告するのか、一定の基準があっても良いのではないかと思います。いかがでしょうか。

(地域福祉課 吉川)

現段階では一定の基準を設けるところまで考えていませんが委員会でご意見をいただいたということで、ワーキングメンバーで共有し、一度検討したいと思います。しかし、現状に即すとおそらく基準をお示しするのは難しいかと考えます。

(神部委員長)

地域住民からの連絡については、通報・連絡された方は心配しておられるということもありますので、適切なタイミングで情報提供をするといったところについてもご検討いただきたいと思います。

次に、Maybe シートA表の中で、3の内容、4の至った要因のチェックで「高齢者、対象者」「養護者、家族」という言葉が混在しています。また、4の至った要因では「対象者

あるいは養護者」とあり，どちらの要因なのか分かりにくい部分もありますが，チェックのつけ方について，検討されていることはありますか。

(地域福祉課 吉川)

文言の統一やチェックをつけやすい記載方法について検討いたします。

(植田委員)

虐待対応マニュアルは，平成29年度中に完成予定ということでしょうか。

(地域福祉課 吉川)

平成29年度中に冊子を作成したいと考えております。

(神部委員長)

平成29年4月より試行的に取り組んでいくということですが，具体的にはどのように進めていく予定でしょうか。

(地域福祉課 吉川)

主には帳票の試行的活用を考えています。

(神部委員長)

それでは，2つ目の議事に移らせていただきます。

## (2) 平成28年度第2回芦屋市権利擁護支援センター運営委員会の報告

(権利擁護支援センター 脇 社会福祉協議会 園田)

資料9 平成28年度芦屋市権利擁護支援センター 活動状況報告(上半期)

資料10 芦屋市権利擁護支援センター運営委員会設置要領

資料11 芦屋市権利擁護支援者人材バンク運営要領

資料12 芦屋市市民後見人候補者登録等取扱基準

資料13 市民後見人が受任する事案の目安

資料14 市民後見人受任までのフロー図

当日資料2 芦屋市社会福祉協議会 法人後見候補案件について

(神部委員長)

委員の皆様からご意見，ご質問などはいかがでしょう。

(植田委員)

社会福祉協議会の法人後見としての受任案件2件手続きされたということで，大変心強く思っています。2件とも近々に確定するような状況でしょうか。

(社会福祉協議会 園田)

はい。面談も終わっておりますので，近々，家庭裁判所より審判が決定すると思っております。

(大島委員)

虐待防止に向けての研修の依頼があり対応しているとのことでしたが，先日，私の所属

しているあしや喜楽苑で施設内の高齢者虐待対応研修を、権利擁護支援センターに実施していただきました。実際に対応している権利擁護支援センターや、高齢介護課からの話を聞くことは、現場にも刺激となりましたので、これからもこのような機会が増えると良いと思いました。

(権利擁護支援センター 脇)

3月28日の地域密着型サービスを提供している事業所向けの集団指導の場でも、同じ話をさせていただこうと思っており、今後できる限り虐待に関する研修会等の機会を設けていきたいと思っております。

(神部委員長)

平成29年度からは地域に対する研修啓発にも力を入れていくということでしたが、具体的にはどのように考えているのか、お聞きしてよろしいでしょうか。

(権利擁護支援センター 脇)

まだ具体的なことは計画できていませんが、以前から、地域の方々への啓発について検討していました。虐待に関する話にするのか、成年後見人に関する話にするのか等詳細はまだ決めていません。周知啓発の研修を小学校区単位程度の区域で行っていききたいと考えています。

(神部委員長)

これから社会福祉協議会も法人後見を受任していくということで、専従1名と兼務2名の3名体制で運営していくとのことですが、24時間の対応で難しい部分もあるのではないかと思います。緊急時の対応等についてはどのようにお考えでしょうか。

(社会福祉協議会 園田)

権利擁護支援センターを共同受託しているPASネットが従前より、法人後見を担っておりますので、教えて頂きながら対応していこうと思っております。現在考えておりますのは、平日の執務中は、権利擁護を担当する3人の職員以外の社会福祉協議会職員も、電話等の対応はできると思っております。平日の夜間もしくは土日祝につきましては、当面、担当の職員3人による当番制で携帯電話による対応になると思っており、緊急対応が必要な場合は、事務局長や常任理事にて指示し、対応ができればと考えております。

(神部委員長)

これまでPASネットとの協働の中で培ってきたこともあると思いますので、引き続きよろしくお願いいたします。

(佐野委員)

社会福祉協議会の現在の体制で、どれぐらいの件数を受任できるのか、また今後ニーズが増加した際には、体制を強化されるのか教えて下さい。

(社会福祉協議会 園田)

法人後見受任の体制整備の中で、受任ケースについても検討してまいりました。福祉サービス利用援助事業も実施しておりますので、当該事業の利用者で関わりのある案件から

受けていくことを考えています。職員体制にも限界がありますので、今後精査しながら受任を考えていきたいと思っております。

(権利擁護支援センター 脇)

成年後見の受任法人としては、社会福祉協議会やPAS ネットではありますが、あくまでも芦屋市権利擁護支援センターとして受けていく案件ですので、必ず本委員会に位置付けられている専門委員会にて法人後見が妥当かどうか審議していただいた上で、どちらの法人で受任するのが適しているかを検討していただくことになっています。

(大島委員)

法人後見の対象となる、被後見人の条件を教えてください。

(権利擁護支援センター 脇)

法人後見の目安は、家族関係の調整が困難等の理由で個人後見では対応が難しい案件となっています。

(神部委員長)

これまで福祉サービス利用援助事業をはじめ、この地域生活を支えてこられた社会福祉協議会だからこそできるというところもあると思いますし、生活のサポートという視点で考えると、社会福祉協議会の強みが活かされるのではないかなと思います。継続性も大切だと思いますので、社会福祉協議会の強みを活かした関わりを、大切にしていきたいと思います。

権利擁護支援者養成研修を経て、人材バンク登録者が60名を超えているという報告を受け、地域での権利擁護支援に関わる人が増えていくことは地域全体にとって、大変望ましいことだと思いましたが、人材バンク登録者の方に積極的に活動していただくための計画はありますか。

(権利擁護支援センター 脇)

人材バンクの活動のひとつである、介護相談員派遣事業には、今年度も25名の方が登録して活動されています。今年度は新たに14名の登録希望がありますので、介護相談員は増えていると思っております。

また、平成29年2月11日に実施した権利擁護支援フォーラムでは、初めての試みとして、権利擁護の啓発劇を行いました。啓発劇は人材バンク登録者の60名に協力をお願いしたところ、10名の方が賛同してくださり、実施することができました。協力してくださった人材バンクに登録されている方からは「日常の活動の協力は難しいが、こういったことであれば、協力ができる」「非常にやりがいがある」というお声もいただきましたので、今後も様々な形で、人材バンクの登録者の方が活躍できる場を考えていきたいと思っております。

(神部委員長)

劇は「すごくよかった」という高い評価を沢山いただいていたので、地域啓発の材料となって、権利擁護が広がっていけばいいなと感じております。

(浦野委員)

私も劇を見て、すごくわかりやすかったです。また、民生委員として地域で困っている方や心配な方については専門職と協力して支援を行えばいいんだと思うとともに、地域の中でその地域に住んでいる人が暮らしやすくなるように、役目を果たして行きたいと思いました。

(植田委員)

法人後見の議題に戻りますが、私は法人後見は後見受任の一つの形として利点が多いと思いますので、社会福祉協議会が適切な案件で受任されることは大賛成であり、頑張ってくださいと思っています。

(地域福祉課 細井)

先ほどから法人後見の受任要件についてご意見をいただいておりますが、芦屋市権利擁護支援センターとして受任の要件を4つ掲げておりますので説明いたします。

「1適切な後見人と候補者がいないこと」「2生活保護受給世帯、あるいは住民税非課税世帯等、十分な資力がないこと」「3市長申し立てのケース」「4家庭裁判所からの依頼案件」となっており、これら1から4のいずれかを満たし、かつ芦屋市に住所、住居を有し、法人として受任することが必要かつ相当であると認められた場合と共通理解をしております。

(神部委員長)

ご説明ありがとうございます。それでは、3つ目の議事に移らせていただきます。

### (3) 障がい当事者向け成年後見制度啓発パンフレットの作成について

(権利擁護支援センター 脇)

資料15 「いつまでも自分らしく 後見人って必要ですか？」(案)

(神部委員長)

本パンフレットの印刷はいつごろになりますか。

(権利擁護支援センター 脇)

今月末です。

(福田委員)

意見と質問が3点あります。まず1点目はルビを振っていただければありがたいと思います。2点目は1ページ目の表現について、「一緒に考えていきます」や、「お手伝いします」といった表現ですが、受診時の支援のみ、主体が本人ではなく、後見人の立場から書かれているのですが、これは何か意図があるのでしょうか。3点目は5ページのQ&Aについて、「成年後見人等に支払う費用はどのくらいですか？」という設問について個別性の高い内容なので、回答を記載するのは難しいかと思いますが、「報酬は、事務内容や管理する財産の内容などによって、家庭裁判所が決定します。」という回答では、わかりづらいと



思います。

(権利擁護支援センター 脇)

1点目のルビには作成の過程で検討は行いましたが、このパンフレットにルビを振ると大変読みづらくなることと、パンフレットを使用する際は、必ず支援者等が説明を行うことを想定していることから、ルビを振っていませんが、ご意見を頂き、再度検討します。

2点目のご指摘についても検討いたします。

3点目、後見人等に支払う費用に関しては、報酬は裁判所が決めますので、これ以外の記載は難しいと考えております。

(福田委員)

配布に関してはどのような場を想定されていますか。

(権利擁護支援センター 脇)

今後検討していく予定です。

(西村委員)

ルビに関しては、他市の市役所から送付される書類に全てルビが全て振られていて、かえって見にくいという経験をしました。そのため、全部にルビを入れるのも読みにくくなるのではないかと感じます。また、パンフレットは当事者の人がひとりで見るとは、「これ何て読むの?」というところからの話につながるのではないのでしょうか。聞いてもらえる人がいるというつながりもできるので、今のままでいいのではないかなと思いました。

また、1ページの受診の記載方法について、「お医者さんに伝えます」という文言は見る人にとっては、とても心強い言葉だと思いました。高齢者の方ひとりで受診して、自分の気持ちが伝えられない、話をちゃんと聞いてもらえなかったという声を聞くことがあるため、自分の気持ちを医師に伝えることは難しいと思うので、この文言も今のままで良いと思いました。

(地域福祉課 吉川)

頂いたご意見に関しては、障がい者団体にもご意見を伺った上でもう一度検討させていただきたいと思います。

(佐野委員)

6ページの連絡先一覧に記載のある、ファックスのアイコンも分かりにくいのではないかと思いますので、併せて聞いてください。

(神部委員長)

同ページで、それぞれ電話番号、ファクス番号が掲載されていますが、24時間この電話につながるわけではないと思うので、何時から何時までと記載が必要だと思いがいかがでしょうか。

(地域福祉課 吉川)

機関によって受付可能時間が異なりますので、できれば記載したいと思います。

(神部委員長)

当事者向けのパンフレットであっても、当事者に向けた支援者の説明ツールとして使われるということですので、私も個人的にはルビがついていると読みにくいと思います。

(地域福祉課 細井)

当事者側に立った意見は障がい者団体に確認し、実際に活用されるような観点で、ご意見をいただき、作成したいと思います。

(4) その他

「市民後見人活動マニュアルの完成について」(地域福祉課 吉川)

「第8次芦屋すこやか長寿プラン21策定に向けたアンケート調査について」

(高齢介護課 宮本)

「障がい福祉に関するアンケート調査について」(障害福祉課 本間)

(神部委員長)

それでは、全ての議事を終了いたしましたので、以上をもちまして、第2回芦屋市権利擁護支援システム推進委員会を閉会とさせていただきます。

委員の皆様どうもありがとうございました。

以上